

＜JIS マーク表示制度に関する解釈集＞

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

ただし、本共通編の各解釈に対応する分野別の解釈集がある場合は、該当の分野別解釈集に従うものとします。

共⑭ 同じ JIS の認証を既に受けている工場又は事業場を「外注工場」として追加する場合の現地調査と製品試験の内容に関する取り扱い

2013 年 3 月 29 日

JIS 登録認証機関協議会

解 釈

同じ JIS の認証を受けている「工場又は事業場」を外注工場として追加する場合は、以下のケースに従って現地調査及び製品試験の必要な事項を行う。（本解釈における外注工場には認証取得者と同一法人の別工場も含む）

1. 現地調査の内容

＜ケース A＞外注工場が、追加先の工場又は事業場の認証と同じ登録認証機関（以下、「CB」という）から対象 JIS の認証を受けている場合

- （1）外注委託に付随して、JIS に適合しなくなる恐れが新たに生じる場合
該当する工場に対する認証維持工場審査を現地調査により行う。

【注記】現地調査を行う場合の例

外注委託に付随して、認証取得者の工場又は／及び外注工場において、当該工場が受けている認証の範囲又は／及び品質管理体制の範囲を超える新たな品質・生産条件（工程、設備、試験・検査、委託／受託に伴う識別や記号等の読替え、及び適合性承認・出荷承認のための情報授受の仕組み等を含む）又はその組合せが生じる場合

- （2）認証取得者の工場又は／及び外注工場において、当該工場が受けている認証の範囲内又は／及び品質管理体制の範囲内ながら、新たな品質・生産条件（工程、設備、試験・検査、委託／受託に伴う識別や記号等の読替え、及び適合性承認・出荷承認のための情報授受の仕組み等を含む）又はその組合せが生じる場合

①新たな品質・生産条件又はその組合せが、主たる工程（以下、「主要工程」といい、主要工程は、JISCBA 及び／又は各登録認証機関で品質上重要と判断した工程をいう。）にあたる場合等
CB が、該当する工場の認証以降の生産実績による品質（教育訓練の有効性評価を含む）及び従来審査に基づく操業上の重要な管理因子の安定度を考慮した結果、JIS Q 1001 の 12.2（臨時の認証維持審査）の a）の定めにより、現地調査による現認を要すると判断した場合にのみ、当該主要工程の現地調査を行う。

②新たな品質・生産条件又はその組合せが、主要工程以外の場合

CB が当該他工程の数と内容を総合的に考慮した結果、JIS Q 1001 の 12.2（臨時の認証維持審査）の a）の定めにより現地調査を行うべき固有の必要性が生じると判断した場合以外は、当該他工程に対する現地調査は行わない。

＜ケースB＞外注工場が、追加先の工場又は事業場の認証と異なる CB から対象 JIS の認証を受けている場合

（1） 外注委託に付随して、JIS に適合しなくなる恐れが新たに生じる場合

1. の＜ケースA＞の（1）と同じ

（2） 認証取得者の工場又は／及び外注工場において、当該工場が受けている認証の範囲内又は／及び品質管理体制の範囲内ながら、新たな品質・生産条件（工程、設備、試験・検査、委託／受託に伴う識別や記号等の読替え、及び適合性承認・出荷承認のための情報授受の仕組み等を含む）又はその組合せが生じる場合

①新たな品質・生産条件又はその組合せが、主要工程にあたる場合等
当該主要工程の現地調査を行う。

②新たな品質・生産条件又はその組合せが、主要工程以外の場合
認証取得者の CB が、1. の＜ケースA＞の（2）の②に従って対応する。

2. 製品試験の内容

＜ケースA＞外注工場が、追加先の工場又は事業場の認証と同じ CB から対象 JIS の認証を受けている場合

（1） 委託に付随して、JIS に適合しなくなる恐れが新たに生じる場合

該当する工場に対する認証維持製品試験を行う。

【注記】製品試験を行う場合の例

外注委託に付随して、認証取得者が受けている認証の範囲又は／及び品質管理体制の範囲を超える新たな品質・生産条件（工程、設備、試験・検査等を含む）又はその組合せが生じる場合で、認証取得者の CB が、JIS Q 1001 の 12.2（臨時の認証維持審査）の a）の定めにより、製品試験による確認を要すると判断したとき

（2） 認証取得者の工場又は／及び外注工場において、当該工場が受けている認証の範囲内又は／及び品質管理体制の範囲内ながら、新たな品質・生産条件（工程、設備、試験・検査等を含む）又はその組合せが生じる場合

①新たな品質・生産条件又はその組合せが、主要工程にあたる場合等
CB が、該当する工場の認証以降の生産実績による品質（教育訓練の有効性評価を含む）及び従来審査に基づく操業上の重要な管理因子の安定度を考慮した結果、JIS Q 1001 の 12.2（臨時の認証維持審査）の a）の定めにより、製品試験による確認を要すると判断した場合にのみ、製品試験を行う。

②新たな品質・生産条件又はその組合せが、主要工程以外の場合

CB が当該他工程の数と内容を総合的に考慮した結果、JIS Q 1001 の 12.2 (臨時の認証維持審査) の a) の定めにより製品試験を行うべき固有の必要性が生じると判断した場合以外は、当該他工程に対する製品試験は行わない。

<ケースB>外注工場が、追加先の工場又は事業場の認証と異なる CB から対象 JIS の認証を受けている場合

(1) 委託に付随して、JIS に適合しなくなる恐れが新たに生じる場合

2. の<ケースA>の(1)と同じ

(2) 認証取得者の工場又は／及び外注工場において、当該工場が受けている認証の範囲内又は／及び品質管理体制の範囲内ながら、新たな品質・生産条件(工程、設備、試験・検査等を含む)又はその組合せが生じる場合

①新たな品質・生産条件又はその組合せが、主要工程にあたる場合等

当該主要工程が適用される製品の製品試験を行う。

②新たな品質・生産条件又はその組合せが、主要工程以外の場合

認証取得者の CB が、2. の<ケースA>の(2)の②に従って対応する。

以 上